

選奨規則

第1章 総則

- 第1条 本学会定款第3条（目的）、第4条（事業）に基づく功績のあった者の表彰・奨励（以下選奨という。）は、この規則により行うものとする。
- 第2条 選奨の種類は、次のとおりとする。
- （1）研究功績賞
 - （2）守田栄論文賞
 - （3）環境デザイン賞
 - （4）研究奨励賞
 - （5）学生優秀発表賞
- 第3条 学生優秀発表賞を除き、選奨ごとに選定委員会を設け、前条の各選奨候補者又は候補業績を選定する。
- 2 学生優秀発表賞は、研究部会が別に定める方法で候補者を選定する。
- 第4条 会長は、前条の選定の結果を理事会に諮り、審議のうえ理事会の承認を経て各選奨の受賞者を決定する。
- 2 研究奨励賞と学生優秀発表賞については、同一研究発表での重複受賞を妨げない。
- 第5条 学生優秀発表賞を除き、各選奨の賞状などは、原則として本学会総会で贈呈する。
- 2 学生優秀発表賞の賞状などは、別に定める方法で贈呈する。
- 第6条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容などを本学会会誌に公表する。
- 第7条 この選奨に関する経費は、一般会計によるものとする。

第2章 研究功績賞

- 第8条 研究功績賞は、騒音、振動、音・振動環境に関し、以下のいずれかに該当する業績により、学術及び技術の進展に大きく貢献し、その功績が顕著である本会の名誉会員又は正会員に贈呈する。
- （1）騒音・振動制御、音・振動環境計画等に関する一連の研究。
 - （2）騒音・振動制御、音・振動環境計画等に関する著書の著作又は編纂。
- 第9条 研究功績賞の贈呈は、毎年度原則として1件とする。但し、表彰に値する研究功績が無い場合はこの限りでない。
- 第10条 研究功績賞は、盾及び賞牌とする。
- 第11条 研究功績賞受賞候補者を選定するため、毎年度研究功績賞選定委員会を設ける。
- 第12条 研究功績賞選定委員会は、委員長、幹事、委員をもって少なくとも10名で構成し、会長が委嘱する。
- 第13条 委員長には副会長の1名をあてる。委員には総務理事、財務理事、研究部会部会長、同幹事、編集委員会委員長及び同幹事をあて、委員長の指名する正会員若干

名を加える。幹事には委員長が指名する委員をあてる。

第 14 条 研究功績賞受賞候補者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第 15 条 委員長は、前条の手続きによる受賞候補者の選定結果を選定経過とともに会長に報告する。

第 3 章 守田栄論文賞

第 16 条 守田栄論文賞（以下論文賞という）は、騒音、振動、音・振動環境に関し、学術及び技術の進展に貢献するところが大きい研究業績を本学会会誌に発表した本会の名誉会員、正会員又は学生会員に贈呈する。

第 17 条 この論文賞に関する経費は、本会初代会長守田栄博士の御遺族からの寄付金 500 万円が繰り入れられている学会賞運用積立金の利子を主財源とする。

第 18 条 表彰の対象となる論文は、表彰を行う年の前年及び前々年のそれぞれ 1 月から 12 月までの 2 年間に発表された投稿論文とする。

第 19 条 論文賞の贈呈は、毎年度原則として 1 件とする。但し、表彰に値する論文が無い場合はこの限りでない。

第 20 条 論文賞は、盾及び賞牌とする。

第 21 条 論文賞受賞候補を選定するため、毎年度論文賞選定委員会を設ける。

第 22 条 論文賞選定委員会は、委員長、幹事、委員をもって構成し、会長が委嘱する。

第 23 条 委員長には副会長の 1 名をあてる。委員には編集委員会委員長、同幹事、研究部会部会長及び同幹事をあて、委員長の指名する正会員若干名を加える。幹事には委員長が指名する委員をあてる。

第 24 条 論文賞受賞候補の選定は、別に定める選定手続により行う。

第 25 条 委員長は、前条の手続きによる受賞候補業績の選定結果を選定経過とともに会長に報告する。

第 4 章 環境デザイン賞

第 26 条 環境デザイン賞は、本会の会員、会員外によるものを問わず、次に該当する音・振動環境の改善に優れた業績を挙げた法人、グループ又は個人に贈呈する。

(1) 都市環境、住環境、作業環境、車室内環境等の快適性向上のための計画や実施事例など。

(2) (1) 項に関連する研究や技術開発など。

第 27 条 表彰の対象となる業績は、表彰を行う年から前 3 年間に顕著な貢献があったと認められるものとする。

第 28 条 環境デザイン賞の贈呈は、毎年度原則として 2 件以内とする。但し、表彰に値する業績が無い場合はこの限りでない。

第 29 条 環境デザイン賞は、受賞各社への盾とする。

第 30 条 環境デザイン賞受賞候補を選定するため、毎年度環境デザイン賞選定委員会を設ける。

第 31 条 環境デザイン賞選定委員会は、委員長、幹事、委員をもって少なくとも 10 名で構成し、会長が委嘱する。

第 32 条 委員長には副会長の 1 名をあてる。委員には総務理事、財務理事及び研究部会部会長をあて、委員長が専門分野を考慮して選出した正会員を加える。但し、会長が必要と認めた場合には、会員外の学識経験者若干名を委員に加えることができる。幹事には委員長が指名する委員をあてる。

第 33 条 環境デザイン賞受賞候補の選定は、別に定める選定手続により行う。

第 34 条 委員長は、前条の手続きによる受賞候補業績の選定結果を選定経過とともに会長に報告する。

第 5 章 研究奨励賞

第 35 条 研究奨励賞は、騒音、振動、音・振動環境に関する学術及び技術の奨励のため、本会の研究発表会に優秀な研究を講演発表した者のうち、有為と認められる新進の研究者・技術者に贈呈する。

- 2 この賞は、学生優秀発表賞とは評価の視点が異なる。候補者の選定にあたっては、研究内容の良否を評価する。

第 36 条 表彰の対象者は、表彰を行う年の前年に開催された研究発表会で講演発表を行った者で、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 選定の時期において、本会正会員又は学生会員で、原則として 35 歳未満の者。
- (2) 研究発表会講演申し込みの際、講演者として登録し、かつ自ら講演発表を行った者。
- (3) 研究奨励賞を受賞したことのない者。

第 37 条 研究奨励賞は、毎年度原則として 5 件以内とする。但し、表彰に値するものが無い場合はこの限りでない。

第 38 条 研究奨励賞は、筆頭著者に盾及び副賞を贈呈する。

第 39 条 研究奨励賞受賞候補者を選定するため、毎年度研究奨励賞選定委員会を設ける。

第 40 条 研究奨励賞選定委員会は、委員長、幹事、委員をもって構成し、会長が委嘱する。

第 41 条 委員長には副会長の 1 名をあてる、委員には研究部会部会長をあて、委員長が専門分野を考慮して選出した正会員を加える。幹事には委員長が指名する委員をあてる。

第 42 条 研究奨励賞受賞候補者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第 43 条 委員長は、前条の手続きによる受賞候補者の選定結果を選定経過とともに会長に報告する。

第6章 学生優秀発表賞

- 第44条 学生優秀発表賞は、主として学生による騒音、振動、音・振動環境に関する学術及び技術への取り組みを奨励・顕彰するため、秋季研究発表会で学生会員として講演発表した者のうち、その発表が優秀で、かつ研究テーマに真摯に取り組んでいると認められる者に贈呈する。
- 2 この賞は、研究奨励賞とは評価の視点が異なる。候補者の選定にあたっては、発表の良否及び研究テーマに取り組む姿勢を評価する。
- 第45条 表彰の対象者は、毎年の秋季研究発表会で講演発表を行った者で、以下の条件を全て満たす者とする。
- (1) 選定の時期において、学生会員であった者。
- (2) 研究発表会講演申し込みの際、講演者として登録した学生で、かつ自ら講演発表を行った者。
- 第46条 学生優秀発表賞は、毎年原則として5名以内とする。但し、表彰に値するものが無い場合はこの限りでない。
- 第47条 学生優秀発表賞は、筆頭発表者に賞状及び副賞を贈呈する。
- 第48条 学生優秀発表賞受賞候補者の選定方法は、研究部会が別に定める。
- 第49条 研究部会部会長は、前条の手続きによる受賞候補者の選定結果を選定経過とともに会長に報告する。

第7章 改廃

- 第50条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

- 1 (社)日本騒音制御工学会選奨規則は、平成15年11月24日をもって廃止する。
- 2 この規則は、平成15年11月25日より施行する。
- 3 この規則は、平成30年3月19日より施行する。
- 4 この規則は、2019年3月15日より施行する。